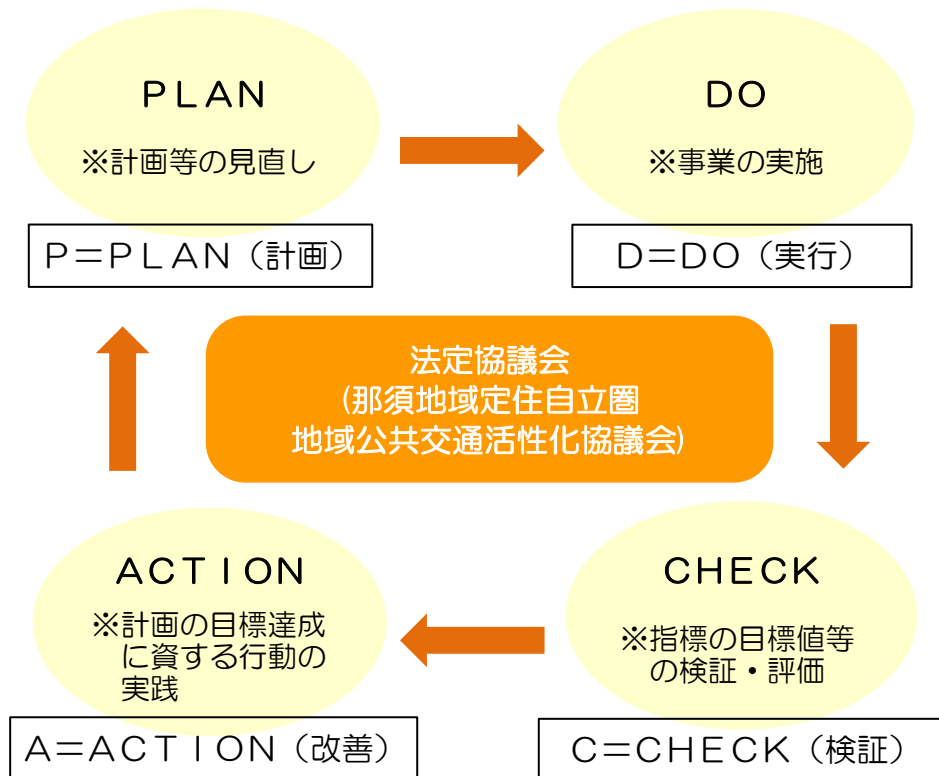


7. 進行管理

7.1 進行管理体制

計画の達成状況に関する評価は、法定協議会が、PDCAサイクルに則り、指標の目標値や事業の進捗状況を定期的に評価するものとし、また、地域の状況や社会情勢が変化した場合についても、計画を見直すなどの進行管理を行うものとし、



7.2 進行管理内容

(1) 市町の役割

施策・事業の進捗状況をモニタリングします。1年に1回程度、事業の進捗状況及び設定した指標の評価値を法定協議会に報告します。

(2) 各事業主体の役割

市町及び交通事業者等は、計画に示された事業を着実に実施するものとし、

(3) 住民の役割

住民は公共交通の利用推進を行うものとし、

(4) 公共交通の運行継続・見直しルール

路線バスについては、利用者数や収支率等による運行継続・見直し等の基準を設け、定期的に必要の見直しを行うものとし、

(5) 法定協議会の役割

法定協議会では、市町のモニタリング報告を受け、適切に事業が実施されているか、その成果が適正であるか等を検討し、今後の事業の進め方を助言します。また必要に応じて地域公共交通網形成計画を変更するものとします。